

社会福祉法人ウィステリア 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ウィステリア（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 評議員等とは、定款第5条に基づき置かれる評議員及び定款第6条に基づき置かれる評議員選任・解任委員会の外部委員の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与のその他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。
- 3 常勤役員で当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間1,000万円以内とする。
- 3 各々の常勤理事及び常勤監事の報酬月額は、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 4 非常勤の役員に対する報酬の額は別記1に定める額とする。但し、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している、評議員選任・解任委員会委員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しない。

(費用弁償の支給)

- 第5条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うこと ができるものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「給与規程(一般職員用)」第13条(通勤手当)の支給基準に準じて支給する。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費含む)を、「旅費支給規程」に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く)は、毎月1日から末日をもって締め切り、翌月末日に支給する。但し、支給日が金融機関の休業日に当るときは、その翌日に繰り下げる支給する。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要な都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を 控除して支給する。

(公 表)

- 第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

- 第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月30日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は令和4年6月30日(評議員会の議決日)から施行する。

別記1 非常勤役員の報酬

1 「理事会」「評議員会」「評議員選任・解任委員会」に出席の場合

| | 金額 |
|----|--------|
| 報酬 | 5,000円 |

2 上記1表以外のもの

| | 一日当たり (移動時間含めて4時間超) | 半日以下 (移動時間含めて4時間以内) |
|----|------------------------|------------------------|
| 報酬 | 10,000円 | 6,000円 |